

障害児支援に係る報酬（Q & A）について（案） 未定稿

平成24年1月26日時点

1. 障害児通所支援

（1）基本報酬の適用について

（問）主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定することが可能。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員20名の児童発達支援センター（難聴児及び重心児以外の場合）において、主として難聴を通わせる施設の基準を満たし、難聴児5名に支援する場合

知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬（利用定員30人以下）

難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬（利用定員30人以下）

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であって、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することが可能。（特別支援加算の項を参照。）

（問）児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来より、基本報酬が低いのではないか。

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬に算定されているサービス管理責任者についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合計すると、従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当（ただし、物価の下落等は反映）。

* 従来の児童デイサービスはサービス管理責任者が指定基準上、義務付けられているので、義務付けられたサービス管理責任者に着目して、児童発達支援管理責任者専任加算を算定す

ることが可能。

分岐 学校
証明?

(問) 土曜日も、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日として扱われるのか。

- 放課後等デイサービスの基本報酬のうち、「休業日」は、土、日、祝日、夏休み等の長期休暇等を想定。
- 学校の授業日ではあるが、本人の都合等により休んだ場合に放課後等デイサービスを利用したときは、休業日に含めない。

(問) 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合に、これから基本報酬はどのように適用されるのか。

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取り扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施する事業の区分及び複数の事業の利用定員の合計数の規模に応じて算定。
- ただし、平成24年3月31日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取り扱うことが可能。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、レクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当する事業及び利用定員の規模に応じて算定。

(問) 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するもの。保育所等の職員に代わって支援を行うことは想定していない。
- 1日のうち複数の児童に対して算定が可能。しかし、その場合は、一定率を減算した報酬単位(842単位)を適用。
- 児童発達支援センター等と保育所等訪問支援のそれぞれの支援に支障が無ければ兼務可とするなど施設の実態に応じて実施が可能。

パターン検討

(2) 加算の適用について

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)、延長支援加算(仮称)及び開所時間減算(仮称)、並びに送迎加算の適用はどうなるのか。

○ 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

①児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

○ 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。

○ また、基準上、管理者との兼務を可能としているため、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。

ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。

○ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務を可能としており、この場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

例

① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型

児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型

児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。

生活介護 → 基本報酬で評価。

③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所

→ 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

生活介護 → 基本報酬で評価。

* 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。
- また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置することが可能であり、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置で、主たる事業所と従たる事業所それぞれ加算を算定できる。

②延長支援加算（仮称）

（問）延長支援加算（仮称）の算定要件如何。

個別

個別にかかわるか 事業所にかかわるか？

- 運営基準上の営業時間が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定可能。
- 営業時間が8時間を超える事業所が対象となり、児童の利用時間が8時間未満であっても、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合は加算の対象。

③特別支援加算（仮称）

（問）特別支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に加算を算定。
ただし、次のア及びイの場合には算定できない。
 - ア 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
 - イ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから加算を算定できない。

④開所時間減算（仮称）

（問）開所時間減算（仮称）の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算。
- 運営規程が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

（問）放課後等デイサービスは開所時間減算（仮称）の対象となるのか。

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合には、開所時間減算（仮称）の対象としない。

⑤送迎加算

（問）児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に算定の対象。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算を算定することはできない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業又は放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算は算定できない。

（問）放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する「一定の条件」とは何か。

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、一定の条件の下、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定。
- 一定の条件については、関係省庁等とも調整の上、別途お示しする。

(問) 重症心身障害児(者)通園事業から生活介護に移行する場合、送迎はどうなるのか。

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算(仮称)を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。

あわせて、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定可能とする予定。

- また、障害程度区分5、6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が60/100以上いる場合には、さらに加算される。

* 障害程度区分の認定を受けていないものであつて、障害程度区分5に相当する報酬を算定する者を含む

⑥従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

1 児童発達支援給付費

- ・ 人工内耳装用児支援加算(児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る)
- ・ 指導員加配加算(児童発達支援センター以外の場合(重心を除く))
- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算
- ・ 利用者負担上限額管理加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 栄養士配置加算(児童発達支援センターに限る)
- ・ 欠席時対応加算
- ・ 医療連携体制加算(重心を除く)

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4:1以上を踏まえ、指定基準上障害児4:1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。

また、現行少年7:5以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

2 医療型児童発達支援給付費

- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算

- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算

3 放課後等デイサービス費

- ・指導員加配加算（重心を除く）
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

4 保育所等訪問支援給付費

- ・利用者負担上限額管理加算

（注）移行が想定される改正前のサービスはないが、他の通所支援の同様に設定。

(別紙) 加算適用表

	児童発達支援給付費					放課後等デイサービス費			
	センター			センター以外		授業終了後		休業日	
障害の種類	難聴及び 重心以外	難聴 児	重心 児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児
送迎	基本報酬で評価			加算の 対象	基本報 酬で評価	加算の 対象	基本報酬 で評価	加算の 対象	基本報酬で 評価
児童発達支援管理 責任者専任加算	加算の対象					加算の対象			
開所時間減算	減算の対象					減算の対象外		減算の対象	
延長支援加算	加算の対象					加算の対象			

2. 障害児入所支援

(1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別(知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害)に応じた基本報酬を算定。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員30名の福祉型障害児入所施設(主たる障害が知的障害の場合)において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児5名に支援した場合

知的障害児 25名 → 知的障害児の場合の報酬(利用定員21人以上30人以下)

肢体不自由児 5名 → 肢体不自由児の場合の報酬(利用定員50人以下)

(問) 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

(福祉型の場合)

- 引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 按分する割合は、通常的生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合等を踏まえ、生活介護については、 $94/100$ 、施設入所支援については、 $32/100$ とする。

(医療型の場合)

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬(療養介護サービス費(V))を適用。

(参考)

自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位

→ 療養介護サービス費 (V) 359～413 単位 (定員規模に応じて)

- 重症心身障害児施設からの移行については、概要第2の7の(3)のとおり。
- なお、会計区分については、できる限り施設に負担とならないよう今後検討。

(2) 加算の適用について

①児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、療養介護と一体的に行うことを可能(児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。)としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
 - * この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。
- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

②小規模グループケア加算(仮称)

(問) 小規模グループケア加算(仮称)の算定要件如何。

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定。
- 具体的な要件については、今後、別途お示しする。

③従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

○ 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

1 障害児入所施設給付費

- ・ 職業指導員加算（肢体不自由を除く）
- ・ 重度障害児支援加算
- ・ 重度重複障害児加算
- ・ 強度行動障害児特別支援加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 幼児加算（盲ろうあに限る）
- ・ 心理担当職員配置加算
- ・ 看護師配置加算（自閉症及び肢体不自由を除く）
- ・ 入院・外泊時加算（注）施設入所支援と同様の見直しを行う
- ・ 自活訓練加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・ 入院時特別支援加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算
- ・ 栄養士配置加算
- ・ 栄養マネジメント加算

※ 小規模加算（定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算）については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

2 医療型障害児入所施設給付費

- ・ 重度障害児支援加算（重心を除く）
- ・ 重度重複障害児加算（重心を除く）
- ・ 乳幼児加算（肢体不自由に限る）
- ・ 自活訓練加算（自閉症に限る）
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算